

広島県告示第八百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
（七）八幡四丁目 一二（五）四 崩壊急傾斜地の	自然現象の原因となる土砂災害の発生原の種類による表区域示の	広島県安芸郡府中町八幡四丁目地内
区域の名称	土砂災害特別警戒区域	
（七）八幡四丁目 一二（五）四 崩壊急傾斜地の	自然現象の原因となる土砂災害の発生原の種類による	三律の土戒定第区号年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害防に砂等土第表示め第へ関防に砂二表示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法
次の図のとおり		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。